**令和５年度大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価票**

※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価S～C | 評価S～C |
| １施設の設置目的（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか・障がい者のスポーツ及び文化（レクリエーション）その他の障がい者の社会参加の促進に資する活動を支援しているか（２）以下の果たすべき責務及び関係法令を遵守しているか。①第三者への委託は適切に行われているか②年間事業計画書等を適切に提出しているか③事業報告書等を適切に提出しているか④指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか⑤府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか⑥個人情報の取扱い⑦情報公開への対応⑧公正採用への対応⑨人権研修の実施⑩障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令⑪大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立稲スポーツセンター管理規則など、稲スポーツセンターの運営を行うにあたり必要な条例、規則⑫労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令⑬本要項、協定、提案、その他本府との事前協議による合意、その他府の指示等 |  |  |  |  |  |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）障がい者の利用に際し合理的配慮を適切に行うなど、障がいの有無に関わらず公平なサービス提供、対応を行っているか①休館日・開館時間②館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間③休館日の変更④施設利用料金の徴収⑤障がい者の利用等に際しての合理的配慮（２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか①貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明②予約申込み受付業務③申請受付利用承認業務④施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備⑤諸設備、体育器具、備品等の管理、点検、貸出、補修に関する業務等⑥稲スポーツセンターの利用の承認及びその取消⑦入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止（３）障がい者の利用が優先されているか |  |  |  |  |  |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | （１）府施策の方向性を理解したものとなっているか・利用環境の継続性確保について①教室等を引き続き実施しているか②教室等のＰＤＣＡを実施しているか③教室等の継続性確保や変更時の利用者対応（講師交代の２～３回前から現・新の講師による同時対応、困難な場合は利用者説明会の開催等）を実施しているか・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について①障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言等を得るなど、連携体制を確保しているか②障がい者の文化芸術において、国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言等を得るなど、連携体制を確保しているか③支援学校等への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣など地域活動支援の展開を図っているか |  |  |  |  |  |
| （２）専門性・連携体制が確保されているか（人員体制含む）①中級パラスポーツ指導員等の有資格者が３名以上配置されているか②障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、国際障害者交流センター(ビッグアイ)との連携が確保できる職員の配置がされているか③その他の関係機関との連携体制が確保されているか　 |  |  |  |  |  |
| （３）利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか①利用者アンケートを実施しているか②利用者からの苦情や要望、満足度を適宜把握し、府に報告しているか（４）利用者増加をはかるため、諸室の有効活用や、障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか |  |  |  |  |  |
| ４利用者への安全対策、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）防災をはじめ、利用者の安全を確保するためのマニュアル管理を徹底し、その内容が実施されているか（２）緊急時の危機管理体制を整備しているか（３）施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか①電気、機械設備運転及び保安管理業務②清掃業務③樹木・植栽の管理④防火管理業務⑤設備・機器保守点検業務⑥その他施設の良好な維持管理に必要な業務等 |  |  |  |  |  |
| ５府施策との整合 | （１）府の協力要請に対応しているか①府が実施する事業への協力（府事業に係る稲スポーツセンター使用への協力を含む）②知的障がい者の継続雇用の取組み③府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取り組み |  |  |  |  |  |
| ６安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分か職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか（２）職員採用、確保の方策は適切か（３）職員への指導育成や研修体制、事業に携わるボランティア等への研修は十分か |  |  |  |  |  |
| ７安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 |  |  |  |  |  |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 総　合　評　価（最終評価） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年度評価 |  |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ３年度は総合評価、Ｒ４年度は最終評価をする。